

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【公開番号】特開2007-269625(P2007-269625A)

【公開日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2007-040

【出願番号】特願2007-86888(P2007-86888)

【国際特許分類】

C 03 C 3/091 (2006.01)

C 03 C 3/095 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

H 01 J 29/86 (2006.01)

G 02 F 1/1333 (2006.01)

【F I】

C 03 C 3/091

C 03 C 3/095

G 09 F 9/30 3 1 0

H 01 J 29/86 Z

G 02 F 1/1333 5 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成21年12月25日(2009.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

熱膨張係数CTEが、 $3.3 \times 10^{-6} / K$ 以下であり、重量%で、

SiO<sub>2</sub> 58 ~ 70

Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub> 17 ~ 18

B<sub>2</sub>O<sub>3</sub> 5 ~ 15

MgO 0 ~ 9

CaO 2 ~ 12

BaO 0.1 ~ 5

SnO<sub>2</sub> 0 ~ 1

As<sub>2</sub>O<sub>3</sub> 0 ~ 2

の組成を有するアルミニノホウ珪酸ガラスであって、

任意の不純物を除き、前記ガラスは、アルカリ酸化物および酸化ストロンチウムを含まず、重量%で、SiO<sub>2</sub> · B<sub>2</sub>O<sub>3</sub> / Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>比率が32ないし38であり、粘度の常用対数が4ないし2の範囲、すなわち、粘度が $10^4 d\text{Pa}\text{s}$ ないし $10^2 d\text{Pa}\text{s}$ の範囲において、粘度曲線の平均勾配は、 $-5.50 \pm 10^{-3} d\text{Pa}\text{s} / K$ 以下であるアルミニノホウ珪酸ガラス。

【請求項2】

重量%で、SiO<sub>2</sub> · B<sub>2</sub>O<sub>3</sub> / Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>比率が、33ないし37である請求項1に記載のアルミニノホウ珪酸ガラス。

【請求項3】

0 ~ 10重量%、好ましくは0 ~ 5重量%の紫外線放射をブロックするための酸化物、

特に  $\text{Fe}_2\text{O}_3$ 、 $\text{TiO}_2$ 、 $\text{CeO}_2$  を有する請求項 1 または 2 に記載のアルミニノホウ珪酸ガラス。

【請求項 4】

重量 % で、 $\text{SiO}_2 / \text{Al}_2\text{O}_3$  比率が、3.2 ないし 3.6、好ましくは 3.3 ないし 3.5 である、請求項 1 ~ 3 のいずれかに記載のアルミニノホウ珪酸ガラス。

【請求項 5】

重量 % で、

$\text{SiO}_2$	5.8 ~ 7.0
$\text{Al}_2\text{O}_3$	1.7 ~ 1.8
$\text{B}_2\text{O}_3$	9.5 ~ 1.1
$\text{MgO}$	1 ~ 4
$\text{CaO}$	3 ~ 6
$\text{BaO}$	> 3 ~ 4
$\text{SnO}_2$	0 ~ 1
$\text{As}_2\text{O}_3$	0 ~ 2

不純物 0.5 未満、好ましくは 0.1 未満

の組成を有する、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載のアルミニノホウ珪酸ガラス。

【請求項 6】

前記アルカリ酸化物含有量および酸化ストロンチウム含有量が、いずれも 0.1 重量 % 未満、好ましくは 0.01 重量 % 未満である、請求項 1 ~ 5 のいずれかに記載のアルミニノホウ珪酸ガラス。

【請求項 7】

前記熱膨張係数 CTA が  $3.2 \cdot 10^{-6} / \text{K}$  未満である、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載のアルミニノホウ珪酸ガラス。

【請求項 8】

前記変形温度 Tg が 710 より高い、好ましくは 715 より高い、請求項 1 ~ 7 のいずれかに記載のアルミニノホウ珪酸ガラス。

【請求項 9】

基板ガラスとして、特にフィルタ、OLED、AMOLED、すなわちアクティブマトリクス OLED、FED、すなわちフィールド・エミッショニ・ディスプレイまたはSED、すなわち表面電界ディスプレイ用の基板ガラスについての、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載のアルミニノホウ珪酸ガラスの使用。

【請求項 10】

LCD TFT ディスプレイにおいて、非自己放射システムにおける平面型画面ディスプレイのバックライトを伴うディスプレイにおいて、特に、FFL 用、すなわち平坦な蛍光灯用、特に、外部電極を伴う EEL システム用、すなわち外部電極蛍光灯システム用のコーティングシステムにおける平面ガラスとしての、請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載のアルミニノホウ珪酸ガラスの使用。